

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 6 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する取扱について

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日健感発 0 3 0 4 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。令和 2 年 5 月 22 日最終改正。以下「行政検査通知」という。）等によりお知らせしているところである。

今般、「疑義解釈資料の送付について（その 12）」（令和 2 年 5 月 15 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「疑義解釈」という。）別添問 1 において、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出に関する診療報酬について、「無症状の患者であっても、医師が必要と判断し、実施した場合は算定できる」とされた。

都道府県等においては、行政検査通知（2）①に記載する感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関の医師が必要と判断して行った新型コロナウイルス感染症に係る検査であれば、上記疑義解釈に示された検査を含め、行政検査として取り扱うこと。

なお、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」については、適切な感染対策等がとられている医療機関であれば、認められるものであり、申し出があった場合には適切な感染管理がとられていることを確認の上、速やかに契約等の手続きを行うこと。

また、行政検査通知（2）①に記載のとおり、当該委託契約は遡及して締結することができることから、契約は後日遡及して締結することを都道府県等と医療機関の間で合意した上で、契約締結を待たずに、行政検査を実施して差し支えないことに留意すること。

以上